

砥部町ふるさと納税一括業務委託仕様書

1 業務名

砥部町ふるさと納税一括業務委託

2 業務の目的

砥部町（以下「発注者」という。）に対して行われたふるさと納税に係る返礼品及び書類の発送並びに寄附者情報の管理に関する業務等を民間事業者（以下「受注者」という。）へ委託することにより、事務の効率化を図るとともに、寄附金の増加並びに町の魅力発信及び特産品の販路拡大を図り、もって町内企業及び地域の活性化を図ることを目的とする。

3 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

4 業務の内容

- (1) 寄附受付サイトに関すること。
- (2) 本町ふるさと納税に係る寄附金額及び寄附者のデータ管理に関すること。
- (3) 返礼品提供事業者へ返礼品の発注、集荷及び配送管理に関すること。
- (4) 寄附者への礼状及び寄附金受領証明書並びに寄附金控除に係る申告特例申請書の作成に関すること。
- (5) 新たな返礼品の企画及び選定並びに返礼品提供事業者との契約に関すること。
- (6) 本町ふるさと納税のプロモーションに関すること。
- (7) 寄附者等から寄附受付サイトを通じて寄せられたふるさと納税に関する問い合わせ等の対応に関すること。
- (8) 発注者との打ち合わせに関すること。
- (9) 寄附者に対しての施策に関すること。
- (10) その他

5 業務の詳細

- (1) 寄附受付サイトに関する事項

ア 本町から提供する返礼品提供事業者及び返礼品情報を基に、寄附受付サイトに情報を掲載すること。

イ 情報が法的に問題ないか確認し、本町及び返礼品提供事業者と協議し、情報の補完を行うこと。

ウ 既存、新規を問わず、返礼品の見栄えをよくするために必要な取材、写真撮影、サムネイル作成等を行うこと。写真撮影においては商品の単品撮影だけでなく、実際にその商品を利用する場合のイメージができるような絵作りを行うこと。

エ 掲載した情報は必要に応じて変更、削除を行うこと。

オ 返礼品の在庫管理を行うこと。

カ 寄附申込完了メールが寄附者に送信されること。

キ 寄附申込後、円滑に寄附の決済が可能であること。

ク 寄附受付サイトは「ふるさとチョイス」「ふるさとチョイスパートナーサイト」「ANAふるさと納税」「楽天ふるさと納税」「ふるなび」「一休.com ふるさと納税」「ふるさと応援納税」「Amazon ふるさと納税」「JAL ふるさと納税」とし、今後追加があった場合も含める。

ケ S E O対策やレビュー数を増加させる施策を考案し、実施すること。

コ 寄附受付サイトで取り扱う決済処理を基本とし、決済情報を管理すること。

(2) 本町ふるさと納税に係る寄附金額及び寄附者のデータ管理に関すること

ア 寄附情報等の管理に当たっては、シフトプラス株式会社のふるさと納税管理システム LedgHOME（レジホーム）又は、次の要件をすべて満たすシステムを使用すること。

- ・寄附受付サイトのデータの取り込み、一元管理ができること。
- ・寄附に関する情報を適切に管理し、情報漏えい対策を行うこと。
- ・寄附金の収納状況及び寄附申込状況データを随時出力することができること。また、当該データについては、発注者において統計資料作成を行うため、簡易に加工ができるようCSV形式での出力が可能であること。
- ・寄附受付サイトを介さず発注者に直接行われた寄附についても、同システムでデータ管理を行うこと。

(3) 返礼品提供事業者への返礼品の発注、集荷及び配送管理に関すること

ア 受注者は、発注者が承認した価格で返礼品提供事業者と返礼品の調達・発注及び管理を行うこと。

イ 返礼品代金及び配送料等、返礼品に係る代金の支払代行をすること。支払った実費については、月次集計のうえ、支払の詳細が分かる資料と併せて発注者に請求すること。

ウ 返礼品の発送状況の管理を行うこと。受注者において配送伝票の準備及び伝票発送をすること。

エ 受注者は、返礼品が季節商品である等特段の理由がある場合を除き、寄附者への返礼品が確定してから1週間以内に返礼品提供事業者へ通知し、速やかに発送させる

よう手配すること。

オ 季節限定品（果物等）の受付開始時期、発送時期の管理を行うこと。

カ 返礼品に関する問い合わせや苦情への対応、代替品を含む発送した返礼品に関するトラブルに迅速かつ適切に対応すること。

キ 発注者並びに返礼品提供事業者及び寄附者との各種調整を行うこと。

(4) 寄附者への礼状及び寄附金受領証明書並びに寄附金控除に係る申告特例申請書の作成に関すること

ア 礼状及び寄附金受領証明書の作成が可能であること。

イ 寄附金控除に係る申告特例申請書（地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）附則第 2 条の 4 様式第 55 号の 5）の発送を希望する寄附者に対し申請書を送付すること。

ウ 寄附金控除に係る申告特例通知書（地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）附則第 2 条の 4 様式第 55 号の 7）の作成が可能であること。

(5) 新たな返礼品の企画及び選定並びに返礼品提供事業者との交渉に関すること

ア 発注者が提供する情報、受注者が独自に入手した情報等を基に、返礼品提供事業者、観光事業者等と交渉して、新たな返礼品の候補の企画及び選定をすること。また、返礼品提供事業者に直接訪問して、コミュニケーションを図り信頼関係を構築すること。

イ 返礼品については、町内の特産品はもとより、町内の中小企業製品のほか、サービス提供型プラン等多様な提案が可能であること。

ウ 返礼品の採用については、発注者の承認を経ること。

エ 地場産品基準をよく確認し、返礼品提供事業者との間で必要な契約を設け、定期的にチェックを行うこと。

オ 返礼品提供事業者として登録を希望する事業者への説明会や、既存返礼品提供事業者へ寄附増額に向けた講習会を提案し実施が可能であること。また、システム等の利用が得意でない事業者もいるため親身に寄り添って対応すること。

カ 本町の地域資源である砥部焼が令和 9 年度に 250 周年を迎えるが、砥部焼の今後の発展に繋がる企画を提案し、実施が可能であること。

(6) 本町ふるさと納税のプロモーションに関すること

ア ポータルサイト上だけでなく、各種媒体を活用した PR を提案し、実施が可能であること。

イ 各種広告運用について客観的な資料と併せて提案し、実施が可能であること。

(7) 寄附者等から寄附受付サイトを通じて寄せられたふるさと納税に関する問い合わせ等の対応に関すること。

ア ふるさと納税に関連した問い合わせ及び苦情に対し、電話又は電子メール等により、情報提供その他の回答を行うこと。

(8) 発注者との打ち合わせに関すること

ア 月に1回は対面又はオンラインでの打ち合わせを行うこと。

イ 日々のやりとりについては、メールや電話の他「Slack」等のチャットツールを使用して、効率化を図ること。

ウ 業務実施に当たり、マーケティングやブランディング、プロモーションに係る戦略や年間計画を事前に提案、相談すること。また、定期的に実績や分析内容を共有し、今後の方策について協議すること。

(9) 寄附者に対しての施策に関すること

ア これまでご寄附いただいた方へのメールや冊子送付などによる情報発信を行うこと。

イ 寄附金受領証明書に記載するお礼文書以外にも、別途お礼状の作成などご寄附いただいた方へ感謝が伝えられる取組みを行うこと。

(10) その他

ア 本業務の実施に当たり、本町内の事業者等の活用が可能なものがあれば提案すること。

イ 受注者が有するその他のふるさと納税に関するサービスで活用できるものがあれば提案すること。

6 納付情報等の管理

受注者は、委託業務に関する資料を書面又は電磁的記録により一定期間保存すること。

7 再委託の禁止

再委託は、原則認めない。ただし、書面により発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

8 報告及び検査

発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して、委託業務の履行状況その他必要な事項について、報告を求め、検査することができる。

9 情報セキュリティの確保

委託業務の履行に当たり、個人情報を含む情報の取扱いについて、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等から保護するため、適切な管理を行わなければならない。

10 成果物に対する権利の移転について

- (1) 本業務終了時、ポータルサイトの各返礼品ページは引き継ぐこととし、レビューを残すこと。
- (2) 契約期間中において、本業務における画像及び文章等の成果物については、発注者及び返礼品提供事業者が自由に利用できるものとする。契約期間終了後については、別途協議とする。

11 業務の引き継ぎについて

本業務は令和8年4月1日から開始することを想定しているが、現時点で本町と契約している事業者（以下「現受注者」という。）から委託先が変更になる場合は、契約締結後、履行開始までの間に発注者、現受注者及び返礼品提供事業者と協議・調整の上、当該期日から業務を効率的かつ円滑に運営できるように、事務の引き継ぎ等を着実に実施すること。なお、当該業務に係る委託料の支払いは発生しないものとする。

12 その他

- (1) 受注者が発注者に代理納付する金額から、発注者が受注者に支払う本業務の手数料等を差し引くことはできないものとする。
- (2) 業務内容については、仕様書に基づく内容とするとともに、業者選定時に提案した内容を遵守し実施すること。
- (3) 業務の遂行に当たっては、発注者と十分に協議を行い、発注者の意見や要望を取り入れながら実施するとともに、関係法令等を遵守すること。
- (4) 業務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (5) 本仕様書に記載のない事項その他業務の履行上必要な事項については、発注者と受注者で協議のうえ決定する。

<参考>

○砥部町ふるさと納税実績

単位：件、円

年 度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
件 数	1,083	2,070	2,396	3,243	3,290	4,691
金 額	23,000,000	59,108,000	57,290,000	96,326,134	95,290,000	138,050,000

○返礼品数 約 200 品

○返礼品提供事業者 約 44 社